

2024 年度

明石市小規模保育事業所
設置・運営法人募集(第2回)要項
(公立幼稚園型認定こども園連携を含む)

※内装改修・新規創設

エントリー期間

2025 年(令和7年)1月 16 日(木)～2月 26 日(水)まで

申込期間

2025 年(令和7年)2月 27 日(木)～3月 14 日(金)まで

開園予定時期

2026 年(令和8年)4月 1 日まで

※募集要項は必ずご覧いただき、基準や法令、諸条件をご確認のうえで応募してください。

※明石市独自の基準を設けている場合がありますのでご注意ください。

目 次

A. 募集概要	P 1
B. 整備計画に関する要件	P 5
C. 運営に関する要件	P 6
D. 審査・整備の流れ	P 1 0
E. 連携施設について	P 1 3
F. 利用児童の募集について	P 1 4
G. その他	P 1 5
H. 施設及び設備等の基準(資料)	P 1 6

A. 募集概要

A1. 募集する整備施設

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 34 条の 15 第 2 項に基づく認可を受けて開設する小規模保育事業所A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)第 28 条以下に規定する事業所)。

<連携先施設について>

明石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 31 号)に規定する連携協力を行う施設として、市内の認可保育所又は認定こども園を設定してください。公立幼稚園型認定こども園(以下公立園)を連携先として整備を希望する場合は、代替保育の提供施設等についてご注意ください(「E.連携施設について」参照)。

※整備用地や募集の条件についてご質問がある場合は、かならず保育事業者から直接、こども育成室施設担当へご相談ください。コンサルや不動産会社からの相談は受け付けません。

A2. 募集地域

下表「募集対象地域」に記載する地域のうち、応募法人自身が運営する施設を除く既存の保育所又は認定こども園(整備計画のある場所を含む)から直線でおおむね300m以上離れている場所(既存の公立保育施設及び小規模保育事業所からの距離は不問)について募集します。



地図番号	募集対象地域	募集施設数
①	JR・山電 明石駅周辺 (おおむね山電人丸駅～明石川以東)	合計 2～3施設程度
②	JR 西明石駅北東側 (松の内1丁目・西明石町・野々上1丁目周辺)	
③	JR 大久保駅北側 (JR 大久保駅北側～大久保町松蔭・松蔭山手周辺)	
④	山電江井ヶ島駅周辺～JR 魚住駅南側周辺	

＜公立園との連携を希望する場合＞

本募集について同一の小学校区※1で公立園連携を希望する申込みが複数あった場合は、選考審査における点数上位の1法人のみが選定対象となります。※2

なお、卒園児の受け入れ先確保の観点から、1つの公立園と連携できる小規模保育事業所の施設数は、各公立園の3歳児の2号認定の定員数および現在連携している小規模保育事業所の施設数等を考慮して決定しております。このため、2025年(令和7年)1月1日現在、明石幼稚園・花園幼稚園・大久保南幼稚園につきましては連携することができませんのでご注意ください。

なお、選定対象となった場合であっても、別に定める選考基準点に達しない場合は、選定外となりますのでご注意ください。

※1 公立園連携における各小学校区の具体的な範囲は明石市教育委員会のホームページ「コンテンツ一覧(トップページ)⇒学校教育⇒通学地区」で各小学校区(明石市は小学校区と園区が同一です)の区域内の住所から確認してください。

※2 今後の待機児童の状況によっては、今回の募集で選定された小規模保育事業所が連携する公立園について、定員の状況等を考慮したうえで、今後の小規模保育事業所の設置の公募において連携可能な公立園とすることがあります。

A 3. 申込資格

公募開始時点において、小規模保育事業所を設置運営するための十分な資力、信用を有するとともに、児童福祉に関する熱意と理念を有する者で、以下のすべての要件を満たすものとします。

- ① 2025年(令和7年)1月1日現在で、認可保育所、認定こども園(地方裁量型を除く。)又は小規模保育事業所の運営実績が1年以上ある法人であること。
また、明石市内で認可外の届出をしている施設(市の委託事業含む)を5年以上運営している法人又は企業主導型保育事業所を3年以上運営している法人については、監査記録等を参照の上、申請資格を認める場合があります。
- ② 公立園との連携を希望する場合、公立園では代替保育(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第42条第1項第2号)の提供を行わないことから、この規定を適用しないための要件(同条第2項)を備えることについて具体的な見通しがあること。
- ③ 開所年度において、小規模保育事業所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
- ④ 申し込み時点から直近3年間の会計年度において、いずれの年度も債務超過になっていないこと。但し、まとまった設備投資など特別な理由がある場合を除く。
- ⑤ 児童福祉法第34条の15第3項に定める基準をすべて満たすこと。
- ⑥ 家庭的保育事業等の認可等について(平成26年12月12日雇児発1212第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に示されている要件をすべて満たすこと。
- ⑦ 明石市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第

2号に規定する暴力団員に該当しないこと。

- ⑧ 明石市の子育て施策及び保育行政を理解し、市の保育行政に積極的に協力できること。
- ⑨ 選定法人自らが整備施設を運営すること(第三者が運営しないこと。)
- ⑩ 認可施設として、運営費が公費で賄われることを自覚し、利用者である児童や保護者の利益や満足を最優先に考慮すること。
- ⑪ 法人及びその代表者が納期の到来している国税、県税、市税、水道料金、下水道使用料、国民健康保険料及び介護保険料を完納していること。
- ⑫ 会社更生法(平成14年法律第 154 号)及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)等による手続中である法人でないこと。
- ⑬ 申込者が社会福祉法人、学校法人以外の場合は、以下の条件をすべて満たすこと。

ア 次のすべてを満たすこと。

(ア) 原則として、保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号)に定められた要件を満たしている場合(⑭参照)を除く。

(イ) 申込者が他事業を行っている場合には、直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該申込法人の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。ただし、まとまった設備投資等のやむを得ない理由により単年度のみ赤字となっている場合は、市と協議のうえ判断する。

イ 当該保育所の経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいう。)が社会的信望を有すること。

ウ 次のいずれかを満たすこと。

(ア) 次のすべてを満たすこと。

- ・実務を担当する幹部職員が、保育所その他の児童福祉施設及び幼稚園型認定こども園において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営担当役員に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

- ・社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む)及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会(保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置すること。

(イ) 経営担当役員に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む)及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

- ⑭ 賃貸物件により事業を実施する場合は、以下の要件をすべて満たすこと。

ア 貸与を受けている土地又は建物については、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記すること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

(ア) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合。

(イ) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用の高い主体である場合。

- イ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な価格以下であること。
- ウ 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。
- エ 社会福祉法人以外の場合は、1年間の賃借料相当額と 1,000 万円(1年間の賃借料額が 1,000 万円を超える場合は、当該1年間の賃借料相当額)の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。なお、③年間事業費の 12 分の1の資金とは別に確保すること。
- ⑮ 令和3年度から令和5年度における法人全体の保育士の離職率が50%以下であること。

A 4. 申込・審査のスケジュール

日程

エントリー期間	2025年(令和7年)1月16日(木)～2025年(令和7年)2月26日(水)
申込受付期間	2025年(令和7年)年2月27日(木)～2025年(令和7年)3月14日(金)
選定審査会	2025年3月26日頃予定(日程詳細は申込事業者確定後に決定)
審査結果通知	審査会後随時

<注意！>

エントリーシートを提出する前に、応募予定地が公募の対象地域に含まれるか、必ず下記担当までお問い合わせのうえご確認ください。

(1) エントリーシートの提出

- ① 提出期限 上記の通り
- ② 提出方法 以下のメールアドレスまで書類を添付したメールを送付すること
- ③ 提出先 明石市こども局こども育成室施設担当
メールアドレス< taikijidou@city.akashi.lg.jp >

(2) 申込書類の提出

- ① 提出期限 上記の通り(但し、提出締切は2025年3月14日の17時)
- ② 提出方法 直接持参のみ(提出時に申請内容・添付書類を確認します。)
- ③ 提出部数 7部(正本1部、副本6部。様式は市ホームページからダウンロード。)
- ④ 注意事項
 - ア. サイズはA4版(図面はA3版も可)とし、始めに提出物一覧表(チェックしたもの)を付すこと。
 - イ. 片面印刷のみとすること。
 - ウ. 資料番号ごとにインデックスを付した合紙を添付すること。
 - エ. 両開きのパイプファイルに左開きで綴じ、申込書名、法人名および正副の区別がつくよう背表紙をつけること。
 - オ. 申込書類を書類ごとにPDFに変換して収録したCD-Rを提出すること(データの名称は提出物一覧表及び提出物チェック表の書類名称を用いること。)

カ. 書類提出の際は、予め電話連絡により予約すること。

○整備場所の事前協議／応募書類提出のアポイント連絡先

明石市こども局こども育成室施設担当 担当： 中澤、迫田、森本

Tel:078-918-5267 Fax:078-918-5163

E-mail:taikijidou@city.akashi.lg.jp

B. 整備計画に関する要件

事業計画に当たっては、下記の内容を遵守してください。遵守されない場合、申込を受け付けることができない場合があります。

B 1. 整備期限

開園は2026年(令和8年)4月1日までとし開園日のおよそ2週間前までに引き渡しを受けるようにしてください。(完了検査および手直し完了後の完全引き渡しとすること)

B 2. 施設定員

6名以上19名以下としてください。ただし、2歳児童の定員設定については、10人を上限に設定してください。また、地域の待機児童分布や連携先施設の受け入れ状況等により、市から調整を依頼する場合があります。

B 3. 整備物件に関する要件 ※必ず申込者において確認してください。

建物が次の①、②を満たすこと

- ① 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項に規定する検査済証が交付されていること。※申込までに検査済証の写しを取得するようにしてください。
- ② 建築基準法における耐震基準(昭和56年6月1日施行)により建築された建物であること。それ以前に建築された建物にあつては建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)に規定する方法により行った耐震診断により、耐震上問題がないことが確認された建物であること。

B 4. 施設及び設備の仕様

- (1) 本要項内「H. 施設及び設備等の基準」に定める基準を備えること。
- (2) 送迎用駐車場及び駐輪場、ベビーカースペースを整備すること。なお、駐車場台数を多く確保するなど、施設周辺の交通環境の維持及び遠方からも利用しやすくする工夫をされることが望ましい。
- (3) 整備計画は、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、建築基準法、消防法(昭和23年法律第186号)及びその他の関係法令等を遵守するほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、明石市家庭的保育事業等の設備

及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第31号)に基づくものであること。

B 5. 近隣対応

整備を円滑に進めるため、整備予定地の近隣住民(特に隣接敷地の住民、町内会、自治会、連合会、学校等)に対し、以下の説明を法人等の責任において実施してください。

(1) 申込時まで

自治会長など、地域の代表者に保育所等整備事業の申込を行う旨の説明をすること。

(2) 事業者選定後

① 基本設計立案後

開発協議の手続きを行う前に、近隣住民に対し、整備計画や運営等についての説明会を開催すること。開発協議が不要の場合も、基本設計立案後速やかに実施すること。また、学校施設への説明を必ず行うこと。

② 工事着手前及び適時

工事計画が確定し次第、近隣住民等にスケジュール、工事車両の通行等具体的な工事の実施態様についての説明会を開催すること。

③ 工事着工後

工事着工後も近隣住民等から苦情や要望があれば誠意を持って対応すること。

B 6. 施設名称(園名)

施設名称は、兵庫県内に同一名称の認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業所がないこと、明石市内に同一名称の地域型保育事業所又は認可外保育施設がないことを要件とします。なお、市民が明石市内の既存施設と混同するおそれがあると明石市が認める場合は、名称を変更していただく場合があります。

B 7. 認可手続きについて

選定事業者は、施設整備と並行し、事業認可の申請手続きを進める必要があります。認可の手続きに則って認可内示を受けた後、児童の募集を行い、正式認可後に開園という流れになります。

C. 運営に関する要件

C 1. 保育の内容

保育所保育指針(平成 29 年3月 31 日厚生労働省告示第 117 号)に沿って、保育を提供してください。

C 2. 開園時間

12 時間(保育標準時間として午前7時～午後6時、保育短時間は午前8時 30 分～午後4時 30 分、延長保育として午後6時～午後7時)以上としてください。

C 3. 休園日

日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び年末年始(12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで)のみ休園日とすることができます。

※土曜日、お盆、年度末(3 月 31 日)は開園日となります。

C 4. 給食

- (1) 給食は自園調理又は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)第 16 条第2項に規定される施設からの搬入とし、土曜日を含む完全給食を実施すること。ただし、やむを得ない場合を除き自園調理の方法によること。
- (2) 調理業務を外部に委託する場合は、保育所における調理業務の委託について(平成10年 2月18日児発第 86 号)を遵守すること。
- (3) アレルギー対応が必要な児童への除去食や代替食のほか、離乳食や体調不良時における配慮食など、一人ひとりの心身の状況に配慮した食の提供を行うこと。また、誤食や誤配を予防、防止するためのマニュアル整備や内部研修、定期的な見直しを行うこと。
- (4) 食育活動に取り組むとともに行事食や郷土食も積極的に取り入れること。

C 5. 施設長予定者

(1) 施設長の資格

保育士資格を有し、常勤職員として認可保育所・認定こども園(地方裁量型を除く)、小規模保育事業所(A 型)において5年以上の勤務経験を有する者を配置すること。

ただし、「A3申込資格」①の「明石市内で認可外の届出をしている施設(市の委託事業を含む)を5年以上運営している法人又は企業主導型保育事業所を 3 年以上運営している法人について、監査記録等を参照の上、申請資格を認められた場合、保育士資格を有し、当該認可外保育施設等において常勤職員として 5 年以上の勤務経験を有するものを施設長として申し込むことができる。

また、令和6年4月1日を基準日として過去3年間で2回以上退職をしていないこと。ただし、法人内の人事異動などやむを得ない場合を除く。

(2) 法人又は本人都合による交代

申込後から開所後1年を経過するまでの間に施設長予定者を変更することは、審査対象の変更になることから認めない。※施設長の変更は D3(1)④・(2)④にいう「重大な計画変更」に当たるので注意すること。

C 6. 職員配置等

以下の(1)から(4)に加え、国通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(令和 5 年 5 月 19 日こ成保38、5文科初第 483 号こども家庭庁成育局長等通知)を遵守してください。

その他、職員の配置については以下を遵守すること。

(1) 保育士の配置

- ① 保育士の配置基準として、保育士資格を有する者を、0歳児は乳幼児3人につき1人、1、2歳児は乳幼児6人につき1人とし、さらに1名加配職員を配置すること。また、職員配

置は常時2人を下回ってはならない。

- ② 十分に余裕をもって勤務シフトを組める保育士の数を確保すること。また、児童の処遇向上と職員の処遇改善のため保育士の加配に努めること。

(2) 実務経験者の配置

担当保育士の少なくとも1名は、認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業所において0～2歳児の低年齢児の保育に当たった実務経験が1年以上ある者を配置すること。

(3) 調理員の配置について

調理業務を委託する場合は、調理員を配置しているものとみなす。

(4) 調理師、栄養士又は管理栄養士の配置について

調理員のうち、少なくとも1名は栄養士(管理栄養士を含む。以下同じ。)の資格を有する者を配置すること。ただし、同一法人が運営する他の認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業所の栄養士が、設置する小規模保育事業所の栄養士業務(栄養管理、保護者からの相談対応、他の職員に対する栄養学的助言等)を確実に実施する体制が整えられれば、栄養士を配置しているものとみなす。この場合においては、栄養士に代わる調理師を配置すること。

また、調理員のうち少なくとも1名以上は、乳児又は幼児の集団給食調理の実務経験が1年以上ある者を配置すること。

(5) 嘱託医の配置

健康診断や健康管理指導、感染症対策等の児童の健康維持・増進に従事する嘱託医を配置すること。

C 7. 通常保育以外の事業(サービス)

地域の子育て支援拠点となるような事業に取り組んでください。特に、以下の項目については、出来る限り実施するものとして事業計画を立ててください。

- (1) 延長保育の実施
- (2) 障害児保育の実施
- (3) 要介護児童や要支援児童、虐待やDVによる要配慮児童、アレルギー対応が必要な児童のほか、多様な症例(医療的行為の必要がない内部疾患)の児童の受け入れ

C 8. 利用者との連携

利用者の立場に立ち、より良質かつ適切なサービスを提供するため、以下の項目に留意してください。

(1) 保護者との連携

- ① 保育を希望する乳幼児及び保護者に事前面談を実施し、保育方針、内容、保育時間、利用料等の説明を行うこと。
- ② 利用乳幼児の日々の状況を的確に把握するとともに、保護者と保育従事者とで日々の利用状況の様子を適切に伝えあえる体制を整えること。
- ③ 保護者とのコミュニケーションを常に図るとともに、要望や苦情等に対しては、誠意をもって対応するなど、保護者の意見を小規模保育事業所の運営に反映させること。

(2) 保護者支援について

ひとり親家庭やDV世帯、虐待が疑われる世帯、育児能力の低い世帯などについて必要な支援や配慮を行い、関係機関との情報共有や連携に努めること。

(3) 苦情対応について

適切な苦情解決を図るため、苦情処理の仕組みを整備するとともに、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置すること。保護者からの苦情や要望、意見等には誠意をもって丁寧に対応し、円満な解決が図れない場合には公平・客観的な立場の第三者委員や行政と協議のうえ解決を図るように努めること。

(4) 第三者評価について

運営内容について、運営事業者自ら積極的に第三者評価を受け、その情報を公開するよう努めること。

(5) 個人情報の取扱いについて

保護者や園児等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)その他関係法令に基づき、その取扱いに十分に注意を払うとともに、情報の流出が生じないように対策を講じること。

C 9. その他運営に関する注意点

(1) 関係法令等

保育所保育指針のほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(平成 26 年9月5日雇児発 0905 第2号)その他関係法令を熟知のうえ運営にあたること。また、関係法令の改正、関係通知等についても、十分に注意を払うこと。

(2) 健康診断について

- ① 入所前健康診断及び少なくとも年2回の定期健康診断を実施すること。
- ② 保育従事者への健康診断は少なくとも年1回実施するとともに、給食調理に携わる者は月1回以上検便を実施すること。

(3) 損害保険の加入

施設賠償責任保険、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度等の損害保険へ加入すること。

(4) 職員研修

配置する職員については、開園前に必要な研修や打ち合わせを行い、開園後は計画的かつ積極的に外部の研修に参加させるとともに、園内研修の実施など、施設長を含めた職員の資質向上に努めること。

(5) 職員確保について

想定外の人事や、児童の受け入れ等に柔軟に対応できるよう、常時余裕を持った保育士その他の職員の確保に努めること。

D. 審査・整備の流れ

D 1. 審査方法

審査は提出資料及びプレゼンテーションの内容をもとに、運営法人選定審査会において市の審査基準に従い実施します。募集地域での設置予定数は目安であって、審査の結果によって予定以上となる場合や選定無しとなる場合もあります。

<審査項目の概要>

審査項目	内容
1 法人の資質・能力	基本理念、運営体制・財政基盤、運営実績等
2 業務遂行能力	施設長確保の見込み、職員確保計画、職員配置計画、子どもの安全対策等
3 施設運営	利用者等の対応、保育方針、保育目標、年間保育計画、給食、衛生管理、健康管理等
4 施設整備等	連携先施設の確保状況(位置関係)、最低基準の適合状況、内装及び外構の整備内容等

審査・選定にあたっては、以下の項目に留意してください。

- (1) 審査会には必ず代表者(担当理事又は応募する整備事業の責任者でも可)及び施設長予定者が出席してください。
- (2) 募集要項の応募資格、設置条件等を満たしていない場合、提出書類の不足や内容に事実と反する記載があった場合、又は小規模保育事業所の運営法人として相応しくない事項がある場合には失格となる場合があります。また、これらが選定後に判った場合は選定を取り消す場合があります。
- (3) 事業者の応募数にかかわらず審査・選定を実施しますが、審査の内容によっては、事業者を選定しない場合があります。
- (4) 施設長予定者の確保状況(資質等含む)は審査に大きく影響するので、事前に十分に準備をしてください。
- (5) 他の応募事業者の整備計画内容等に関する問い合わせには一切応じません。
- (6) 審査結果については一切の異議申し立てに応じません。
- (7) 感染症対策の観点から、審査会に代わり、書類審査とする場合があります。
- (8) 審査会の一週間ごろに、審査会の日時場所等の実施概要を個別にご連絡します。

D 2. 整備計画

事業者選定後は、開園までの整備計画について下記担当部署へ確認・協議を行うようにしてください。

(1) 整備計画の協議について

整備計画について、法人の整備担当者及び設計士と協議を行いますので、事業者選定通知が届き次第、下記担当までご連絡ください。

(2) 開発協議及び建築確認

開発協議及び建築確認について、できるだけ余裕のある整備計画を立ててください。なお、整備計画に当たっては、次の担当部署に直接相談し、確認を行ってください。また、補助金の交付決定を受けて実施した整備事業については公共工事に準じた工事完了検査を実施します。工事内容の適正及び関係書類の整理には万全を期してください。

＜整備計画協議の担当部署＞

補助金事業：明石市こども局こども育成室施設担当（078）918-5267
（明石市役所議会棟1階）

＜開発協議及び建築確認申請の担当部署＞

開発協議：明石市都市局住宅・建築室開発審査課（078）918-5087
建築確認：同室建築安全課（078）918-5046
（両課とも明石市役所本庁舎7階）

発掘調査：明石市市民生活局文化・スポーツ室 歴史文化財担当
（078）918-5629 明石市上ノ丸2丁目13-1（明石市立文化博物館1階）

D 3. 補助金事業

※内装改修、新設整備のいずれかの項目を確認してください。内容が異なります。

【共通事項】

※ 補助対象事業、補助率は令和6年度の国の補助事業の要綱を参考に整理したものです。要綱の内容の変更がなされた場合等は、原則として最新の要綱が適用されますので、ご注意ください。

なお、保育施設整備に対する国の財政支援の仕組みが変更されることに伴い、令和7年度以降、国の補助金にかかる手続き方法や補助内容の変更等が見込まれます。

このため、小規模保育事業所の設置・運営法人として選定された場合であっても、整備年度における国の補助金の交付決定がなされない場合や、補助金にかかる国および市の予算議案が不成立の場合は、小規模保育事業所の設置を延期又は中止する場合があります。

※ 工事業者の選定は、明石市契約規則(平成5年規則第10号)に定める一般競争入札(制限付き)の方法により実施してください。

(1) 内装改修

テナント等の賃貸借物件を内部改修し整備する場合が対象です。

選定された事業については、「保育対策総合支援事業」に基づく整備補助金を適用する予定です。応募申請書類の中にも資金計画を記載する欄がありますので、必要に応じて上記記載のこども育成室施設担当まで事前にご確認ください。

補助事業名	保育対策総合支援事業
補助率	補助対象経費の 3/4 (市随伴補助含む)

※ 保育対策総合支援事業では補助金の内示は行いません。事業内容が定まり次第、交付申請に基づき交付決定を行います。

① 補助対象事業費について

補助対象経費は、施設の整備に必要な経費(内装改修費)、実施設計費、工事期間中の賃料及び工事事務費等(設計監理費)をいい、外構工事費、基本設計費その他の本体工事に直接かかわらない事業費は含みません。また、整備補助事業の補助対象経費は 25,972 千円(国の補助要綱にかかげる単価の嵩上げがない場合) を上限とし、事業費がこの額を超える場合には自己負担割合が増加することについて注意すること。

② 事業着手時期について

原則として補助事業は単年度事業であるため、令和7年度中に整備を行うこと。整備事業が年度をまたいだ場合には事業全体として補助対象ではなくなることに注意すること。

③ 重大な計画変更について

選定審査から認可申請までの間に、整備計画に大きな変更が生じた場合は、市の単独補助事業である明石市民間保育所等整備促進補助金の交付を見直す場合があるので留意すること。

④ 財産処分、会計検査について

国庫補助金の交付を受けて整備した物件は、処分に制限があるほか、後日会計検査受検の可能性があるため、万一、物件や設備の改修や売却、撤去を検討する場合は、あらかじめ市に相談すること。

(2) 新設整備

建物の新設又は自己所有物件の改修により整備する場合は対象です。

選定された事業については、就学前教育・保育施設整備交付金に基づく整備補助金を適用する予定です。

補助事業名	就学前教育・ 保育施設整備交付金
補助率	補助対象経費の 3/4 (市随伴補助含む)

① 補助事業の日程について(予定)

事前協議申請:2025年5月下旬 補助金内示:2025年8月上旬

※補助金内示前の事業着手は補助対象外となるため、必ず内示後に着手すること。

② 補助対象事業費について

補助対象経費は、本体工事費等、実施設計費、工事事務費等をいい、外構工事費、基本設計費その他の本体工事に直接かかわらない事業費は含みません。

③ 補助対象事業費の上限について

施設整備の条件により補助対象経費の上限が決定するが、事業費が補助対象経費を超える場合には自己負担割合が増加することについて注意すること。

④ 重大な計画変更について

選定審査から認可申請までの間に、整備計画に大きな変更が生じた場合は、速やかに市に報告し協議すること。

⑤ 財産処分、会計検査について

国庫補助金の交付を受けて整備した物件は、処分に制限があるほか、後日会計検査受検の可能性があるため、万一、物件や設備の改修や売却、撤去を検討する場合は、あらかじめ市に相談すること。

【参考】

○こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について

(こ成事第 331 号令和 5 年 6 月 15 日)

○認定こども園施設整備交付金実施要領(平成27年5月21日初等中等教育局長裁定平成31年4月1日一部改正)

E. 連携施設について

E 1. 連携協定について

明石市では小規模保育事業所を設置する際に、卒園児の受け入れ先となる連携施設の設置を義務付けています。本事業に選定された事業者の整備する小規模保育事業所は、明石市内の私立保育所又は私立認定こども園と連携協定を結ぶことが原則ですが、明石市独自の施策として、市内の公立園と連携することもできます。公立園との連携を希望する場合は以下の点に留意してください。

- (1) 公立園連携は、特定の公立園と連携協定を結ぶものではありません。指導・助言は市職員による私立保育施設への巡回支援事業の一環として明石市が行い、卒園児の受け入れについては、利用者の住所に応じた小学校区の公立園への入園を希望する場合に入所選考指数を嵩上げすることとする。
- (2) 公立園では、代替保育(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 42 条第1項第 2 号)の提供を行わないので、各法人において代替保育を行う施設を確保すること。

E 2. 連携協定の取り扱いについて

連携協定では、協力内容として以下の3点を規定します。**その他の連携協力は協定時に別途連携する法人間で協議するものとします。**

- (1) 指導・助言について

連携先の職員が適宜の方法により、保育内容や運営状況についての指導・助言を行う。指導があった場合にはこれに従い、改善に努めること。

※ 公立園連携の場合は、巡回支援事業の一環として行います。

(2) 卒園児の受け入れについて

小規模保育事業所の卒園児について、連携先の施設は5名以上の受け入れを実施すること。受け入れする人数が多いほど、D1. 審査方法 内の、4.連携整備等の項目において加点し、5名を下回る場合は減点の対象となります。

※公立園連携の場合は、受入れ人数を5名とします。

なお、小規模保育事業所の卒園児が、引き続き保育施設等の利用を希望する際は、新規の申込みが必要となります。利用調整については下記のとおりです。

- ① 公立園連携の場合:利用者の住所に応じた小学校区の公立園を希望する場合にポイントを10点加算し、それ以外の保育施設への入所を希望する場合は、5点加算する。その他の特別な取扱いはありません。
- ② 私立保育所等連携の場合:連携先施設への入所を希望する場合にポイントを10点加算し、連携施設以外の保育施設への入所を希望する場合は、5点加算します。その他の特別な取扱いはありません。

※小規模保育事業所卒園児の利用調整に係る取扱いは自治体ごとに異なるため、他市町で既に小規模保育事業所を運営している場合は、混同のないよう注意してください。

(3) 代替保育の提供について

代替保育については、次の①および②の方法の両方、もしくはいずれかで提供できるように協定を結んでください。

①小規模保育事業所外で実施する場合(児童を他施設で保育することにより代替保育を実施する場合は、市内の認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業所A型(自法人の運営する施設を含む)で実施すること。

②小規模保育事業所内で実施する場合は、認可保育所、認定こども園又は他の小規模保育事業所(市内外を問わない。自法人の運営する施設を含む。)から保育士を招へいするなどして実施すること。

F. 利用児童の募集について

この募集にかかる新設小規模保育事業所の入所申込みの受付は、2026(令和8)年4月1日開園の場合は整備工程により募集時期を決定します。募集時期の詳細は選定後に調整致します。また、年度途中に開園の場合は、こども育成室利用担当と選定後に調整を行います。

G. その他

- (1) 申込に当たり、整備計画・資金計画・人事計画等を十分考慮し、理事会等において施設整備の承認を受けておくこと。
- (2) 本市又は他市において保育所等の開園を同時期に予定している場合は、保育士確保状況や事業の実現性を十分に確認しておくこと。
- (3) 施設整備計画、運営計画ともに、法定の基準以上にゆとりがもてるよう策定すること。ただし、開設後、定員まで児童が入園することを保証するものではありません。

H. 施設及び設備等の基準(資料)

(1) 小規模保育事業所A型の構造、設備等の基準

区分	要件
1 保育室	① 同一の室に乳児室、ほふく室及び保育室を設ける場合には、明確に区分すること。特に、0歳児室については安全性に配慮し、他の児童が容易に立ち入れないような構造とすること。 ・乳児室(0歳児室)、ほふく室(1歳児室)…1人につき3.3㎡ ・2歳児室…1人につき1.98㎡ ② 上記の必要面積については、それぞれ壁芯からの面積ではなく、有効内法面積で確保すること。 ③ 乳児室については、年度途中で満1歳児になることを踏まえ、できるだけ余裕のある広さとするよう配慮すること。 ④ 内法面積は、単に壁厚を除いた面積ではなく、乳幼児が有効に活動することが可能な面積を指す。したがって、常設の家具等は内法面積から控除すること。 ○内法面積に含めることができるもの(例) ・食事の際に使用する机、椅子 ・遊びの時間に使用する遊具 ・吊り戸棚等、床から180cm以上に設置されているもの ○内法面積に含めることができないもの(例) ・ロッカーや棚、本棚等常設のもの ・ピアノやオルガン等、可動式であっても常時保育室内に配置されているもの ⑤ 2歳以上の保育室には手洗い設備を備えること。
2 調乳室	調理室とは別に、乳児室又はほふく室に隣接する位置に設けることが望ましい。
3 沐浴室、 沐浴設備	できるだけ設置に努めること。なお、便所、乳児室又はほふく室内部を区画して設置することも可とする。
4 洗濯室	独立の室である必要はないが、専用のスペースが確保されていることが望ましい。
5 3歳未満 児用便所	① 3歳以上児の便所とは別に、3歳未満児用の便器及び手洗い場を備えること。 ② 汚物処理設備を設けること。SK可。 ③ おむつ替え台等、保育士の業務の利便性や衛生管理に配慮した設備の設置に努めること。
6 医務室	児童の急病等に対応するためのスペースを確保すること。ベッドを配置するなど静養できる機能を有し、医薬品等を常備すること。カーテン等で区画できれば、職員室内に設けることも可とする。
7 職員室／ 事務スペース	施設に備え置くべき帳簿の保管及び職員の執務のため、職員室又は保育室から隔離された事務スペースを設置すること。
8 職員、調 理員、来 客用便所	場所は乳児用又は幼児用の便所内でも可とする。ただし、調理員用は衛生管理上の観点から、便所内に手洗い設備を設置するとともに、調理員の動線が他の職員や児童の動線と重複しないように配置すること。

9 調理室	定員の1. 2倍の児童及び職員用の給食を、余裕をもって供給するための機能を確保すること。また、調理室内の出入り口付近に専用の手洗い設備を設置すること。										
10 調理作業場前室	調理員が便所から直接に調理作業場(調理室、食品保管庫及び検収室)に入ることがないように、前室の配置に努めること。										
11 保存食保管庫	保存食を－20 度以下で2週間以上保存できる設備を設置すること。										
12 食品保管庫	原材料の汚染を調理室に持込まないように、設置場所に配慮すること。										
13 下処理室	原材料の汚染を調理室に持ち込まないようにするため、設置に努めること。なお、設置しない場合であっても、境界にテープを張る、床の色を変える等により非汚染区域を明確に区分すること。										
14 食材の搬入口及び検収場所	食材の搬入口及び検収場所は、できるだけ専用の出入口を設けることとし、検収場所は調理作業場内かつ調理室外に設置することが望ましい。										
15 収納スペース	午睡用布団、遊具、保育用備品等の収納スペースを十分に確保すること。										
16 屋外遊技場／代替園庭	満2歳以上児1人につき3. 3㎡以上とし、保育に必要な用具を備えること。また、保育室の内法面積の考え方と同様に、園舎と外壁との狭隘な隙間や植栽箇所等を除き、遊技場として有効に活用できるスペースとして必要面積を確保すること。 なお、園庭設置が困難である場合は、代替園庭となる公園等を確保すること。										
17 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合	乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のイからチまでの要件に該当するものであること。 イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。 ロ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。 <table><tr><th>階</th><th>区分</th><th>施設又は設備</th></tr><tr><td rowspan="2">2階</td><td>常用</td><td>1 屋内階段 2 屋外階段</td></tr><tr><td>避難用</td><td>1 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 123 条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部</td></tr></table>			階	区分	施設又は設備	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 123 条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部
階	区分	施設又は設備									
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段									
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 123 条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部									

			分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
	4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30m以下となるように設けられていること。 ニ 小規模保育事業所A型の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。))以外の部分と小規模保育事業所A型の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合に		

	において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 (1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 (2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 ホ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 チ 小規模保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。
18 送迎用駐車場等	送迎者用駐車場及び駐輪場については、設置位置及び定員に応じ必要な数を設置すること。その際、園児等の動線について十分に配慮すること。
19 県警ホットラインの設置	兵庫県警へのホットライン通報装置を設置すること。

<問い合わせ>

〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5-1

明石市こども局こども育成室施設担当(旧待機児童対策担当)

担当: 中澤、迫田、森本

Tel:078-918-5267 Fax:078-918-5163

E-mail: taikijidou@city.akashi.lg.jp